

物 件 調 書

- ※この物件調書は、入札参加希望者が物件の概要を把握するための参考資料です。
記載内容の正確性、その他記載にない事項については、お申し込みの前に、必ず入札希望者
ご自身において、現地及び諸規制等についての調査確認を行ってください。
- ※物件によっては、フェンス、門扉、擁壁、側溝、車止め、排水施設、立木等の構造物等が設置されていますが、
これらの改修、撤去は、落札者の負担で行ってください。

お問い合わせ先
檀原市役所 財務部 資産経営課
TEL 0744-47-4111(直通)

物件明細

物件番号	①	入札物件所在地	檀原市大久保町454番27		交通機関	鉄道		近鉄畷傍御陵前駅より東へ210m・徒歩約3分					
面積		登記簿	2,166㎡	地目	雑種地	利用可能な施設		配管等の状況		照会先及び電話番号			
		実測	2,166.24㎡										
接面道路の状況		東側 市道（大久保町24号線）約12m(歩道含む)			供給処理施設の状況	電気	関西電力	-		関西電力(株)			
		北側 市道（大久保町28号線）約8m								0745-53-1131			
		西側 市道（大久保町29号線）約10m ※車両通行不可								大和ガス(株)			
法令等に基づく制限		都市計画区域			土地利用条件等	ガス	大和ガス	本支管あり、引込管なし		大和ガス(株)			
		用途地域		商業地域						0745-22-6221			
		建ぺい率		80%						檀原市上水道課			
		容積率		400%						0744-22-4001(代)			
		壁面後退		-						檀原市下水道課			
		高さ		25m高度地区						0744-22-4001(代)			
		防火・準防火地域		防火地域									
その他の法律		<ul style="list-style-type: none"> ・景観法 ・檀原市景観条例 遠望景観保全エリア 景観計画地区(視線のみち)基準高さ30m			境界標あり	檀原市による埋蔵文化財試掘調査対応済み。 調査結果:遺構なし(開発にあたっては「埋蔵文化財発掘届出書」の提出が必要)							
		<ul style="list-style-type: none"> ・屋外広告物法 ・檀原市屋外広告物条例 大和三山眺望景観保全地区(第2種)											
負担等に関する事項		負担の有無		無		1. 現状にて引き渡しとなります。(上記の配管等の状況は参考資料となります。)							
		負担の内容						1. 給水管の位置等については、購入者での現地調査が必要となります。					
				1. 建物を建築するに際しての法規制等については、関係機関で確認して下さい。									
				1. 開発・建築行為の際は、市の建築安全推進課と協議を行ってください。									
				1. 一定規模以上の建築行為、又は広告物の表示を行う際は、市の公園緑地景観課と協議を行ってください。									
				1. 土木行為を行う場合は、市の文化財保存活用課と協議を行ってください。									
				1. 別紙注意事項もご参照ください。									

物件明細

物件番号	②	入札物件所在地	檀原市大久保町454番5		交通機関	鉄道	近鉄畝傍御陵前駅より東へ140m・徒歩約2分					
面積	登記簿		814㎡	地目	雑種地	供給処理施設の状況	利用可能な施設		配管等の状況	照会先及び電話番号		
	実測		814.39㎡				電気		関西電力	-	関西電力(株) 0745-53-1131	
接面道路の状況	南側 市道（畝傍御陵駅前線）約16.75m(歩道含む)				ガス	大和ガス	本支管あり、引込管なし		大和ガス(株) 0745-22-6221			
	東側 市道（大久保町24号線）約12m(歩道含む)											
法令等に基づく制限	都市計画法等	都市計画区域				土地 利用 条件 等	境界標あり 檀原市による埋蔵文化財試掘調査対応済み。 調査結果：遺構なし(開発にあたっては「埋蔵文化財発掘届出書」の提出が必要)					
		用途地域									商業地域	
		建ぺい率									80%	
		容積率									400%	
		壁面後退				-						
		高さ				25m高度地区						
	その他の法律	防火・準防火地域		防火地域								
<ul style="list-style-type: none"> ・景観法 ・檀原市景観条例 		遠望景観保全エリア 景観計画地区(視線のみち)基準高さ30m										
<ul style="list-style-type: none"> ・屋外広告物法 ・檀原市屋外広告物条例 		大和三山眺望景観保全地区(第2種)										
負担等に関する事項	負担の有無		無		1. 現状にて引き渡しとなります。(上記の配管等の状況は参考資料となります。)							
	負担の内容				1. 給水管の位置等については、購入者での現地調査が必要となります。							
					1. 建物を建築するに際しての法規制等については、関係機関で確認して下さい。							
					1. 開発・建築行為の際は、市の建築安全推進課と協議を行ってください。							
					1. 一定規模以上の建築行為、又は広告物の表示を行う際は、市の公園緑地景観課と協議を行って下さい。							
					1. 土木行為を行う場合は、市の文化財保存活用課と協議を行って下さい。							
1. 別紙注意事項もご参照ください。												

別紙注意事項(物件番号①・物件番号②)

1. 地下埋設物調査、土壌汚染状況調査

地下埋設物調査、土壌汚染状況調査は実施していません。

地下埋設物調査や土壌汚染の有無を厳密に判定するためには、落札者において調査を実施する必要があります。

当該調査の結果、地下埋設物や土壌汚染が発見されたとしても、市は一切責任を負わず、調査等に要した費用を含め、落札者は市に対して、何らの請求もできません。

2. 除草等の費用負担、隣接者との調整

現状での引き渡しのため、除草、及びそれにかかる費用負担について、市は対応しません。また、当該地を利用するにあたっての隣接地所有者、地域住民等との調整については、すべて落札者において行うものとし、これらについて市は対応しません。

3. 附属工作物

本物件の周囲にはフェンスを設置しています。フェンスは、現況のまま引き渡します。

市はこれらの修繕、移設、撤去、関係者との調整、費用負担等はいりません。

4. その他

上記1～3も含め、売買物件が種類・品質等に関して契約の内容に適合しないものであるときも、市は落札者に対して一切責任を負いません。

また、落札者は市に対して何らの請求もできないほか、契約の解除をすることもできません。